

第53期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年7月25日（木曜日）午前11時
受付開始：午前10時

開催場所

福岡県福岡市中央区薬院 4-21-1
KKRホテル博多 2階「スピカ」

議案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

目次

第53期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	26
連結計算書類	44
計算書類	58
監査報告	67

証券コード 7533

2024年7月10日

(電子提供措置の開始日2024年7月3日)

株 主 各 位

福岡市中央区小笹五丁目22番34号

株式会社グリーンクロス

代表取締役社長 久保孝二

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第53期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.green-cross.co.jp>

(当社ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、福岡証券取引所(福証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

福岡証券取引所ウェブサイト(福証上場会社情報サービス)

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php/>

(上記の福証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名」に「グリーンクロス」又は「コード」に当社証券コード「7533」を入力・検索し、「詳細情報」を選択して「株主総会招集通知」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年7月24日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年7月25日（木曜日）午前11時

2. 場 所 福岡県福岡市中央区薬院4-21-1
KKRホテル博多 2階「スピカ」

3. 目的事項

報告事項

1. 第53期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査
結果報告の件
2. 第53期（2023年5月1日から2024年4月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

以 上

- (注) 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付
にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
3. 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り
扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（3名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はない旨の意見表明を受けております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p>久保孝二 (1971年2月1日生)</p> <p>再任</p>	<p>1998年7月 当社入社 2002年5月 久留米支社長 2004年5月 営業開発部次長 2005年5月 執行役員 営業開発部長 2008年7月 取締役 執行役員 営業開発部長 2011年4月 代表取締役社長（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 東亜安全施設(株)代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)Gーサイン代表取締役 (株)サンエクセル代表取締役 マクテック(株)代表取締役 安全機器(株)代表取締役 (有)安全サービス代表取締役 (株)アスコ代表取締役 GCJ18(株)代表取締役 山本シーリング工業(株)代表取締役 (株)アイ工芸代表取締役</p>	114,016株
<p>（取締役候補者とした理由） 2011年から代表取締役として、経営の先頭に立ち、的確な意思決定のもと当社グループの業績向上と発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。多岐にわたる要職を歴任しており、豊富な経験と実績に基づき、取締役として今後も当社グループの成長・価値向上に貢献できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	中本堅太郎 (1972年2月11日生) 再任	1997年2月 当社入社 2002年5月 第4ブロック長兼広島支社長 2008年7月 執行役員 第4ブロック長兼広島支社長 2011年7月 取締役 第4・第5ブロック統括 2012年11月 取締役 営業部長 2019年5月 取締役 営業本部長 (現任)	28,290株
(取締役候補者とした理由) 営業部門に長年従事し、2008年より執行役員に就任後、主要拠点・ブロックの責任者を歴任し、2011年から取締役に就任、営業活動における豊富な知識と経験・実績を有しております。今後も事業拡大と営業推進に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			
3	松本光一郎 (1974年7月5日生) 再任	2003年3月 当社入社 2008年5月 管理本部財務課課長代理 2011年4月 執行役員 管理部長兼財務課長 2012年7月 取締役 管理部長 2022年5月 取締役 経営企画室長 (現任)	16,490株
(取締役候補者とした理由) 財務・経理部門に長年従事し、2011年より管理部門の執行役員に就任、翌年より取締役管理部長として管理体制と財務体質の強化に大きく貢献してまいりました。2022年からは経営企画室長として今後も当社の事業拡大に貢献することが期待できると判断し、引き続き取締役候補者として適任と判断いたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 株式移転による完全親会社設立の件

当社は、2024年11月1日を期日として、当社の単独株式移転により、当社の持株会社である株式会社グリーンクロスホールディングス（以下「持株会社」といいます。）について、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転」といいます。）を作成のうえ、2024年6月12日開催の当社取締役会において決議いたしました。本議案は、本株式移転計画について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式移転を行う理由、本株式移転計画等は以下のとおりであります。

1. 単独株式移転による持株会社設立の背景

当社グループは、道路安全資材、建築防災用品、保安用品、保護具等の安全機材用品の製造販売及びレンタル並びに各種サインメディアの製作販売などの事業を展開しております。

当社グループは中長期戦略として、全国各県への出店を進める事で完璧な安全環境の構築や快適な労働環境の創造等、日本全国に総合安全産業を立脚していく事を目標としております。またこれらの成長戦略は自社単独での取り組みに留まることなく、他社との協業や提携を含めた業容拡大、事業戦略が必要であるとの強い認識をもっております。

当社グループが関係する安全機材業界及びサインメディア業界におきましては、自然災害からの復興や国土強靱化への対応などにより公共事業投資が底堅く推移するとともに、民間設備投資においても持ち直しの動きが継続しているものの、原材料やエネルギーコストの高騰等による影響は引き続き拡大傾向にあります。

このような環境の下、当社グループは収益力の更なる向上に向け、顧客のニーズに沿ったレンタル事業及びサインメディア事業の営業促進と各種経営リソースの強化や物流システムの効率化、ブロック経営を基点としての営業拠点ネットワーク網の一層の連携機能促進を図るとともに、グループ間におけるシナジーを最大限に発揮すべく、グループ経営を更に高度化させ、持続的な成長を実現するために、持株会社体制へ移行することといたしました。

2. 単独株式移転による持株会社設立の目的

当社グループは、以下の目的をもって持株会社体制に移行します。

(1) グループ経営機能強化による企業価値の最大化

持株会社体制への移行を通じて当社グループ全体のマネジメントに特化し、M&A・新規事業開発・健康経営対応などのグループ経営戦略立案や、各事業会社の連携強化によるシナジー創出等に取り組むことで、グループ全体の企業価値最大化を図ります。

(2) 意思決定の迅速化による競争力強化

グループ経営管理機能と業務執行機能を分離すると共に、業務執行部門である各事業会社においても権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化、事業責任の明確化による競争力の強化を図ります。

(3) 経営資源の有効活用によるシナジー最大化

人材の採用・育成及び登用をグループ内で柔軟に行うことにより、従業員がその能力を最大限に発揮できる環境を構築します。また、持株会社を中核にグループが保有する経営資源をこれまで以上に横断的・効率的に活用することにより、シナジーの最大化を図ります。

(4) コーポレートガバナンス強化

持株会社によるグループ内部牽制機能の充実を進めることにより、グループ全体のコーポレートガバナンスを強化します。

なお、本株式移転による持株会社体制への移行は、令和6年7月25日開催予定の当社の定時株主総会における承認を前提にしております。本株式移転により、当社は持株会社の完全子会社になるため、当社株式は上場廃止となりますが、持株会社は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に上場申請を行うことを予定しております。上場日は福岡証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である令和6年11月1日を予定しております。

3. 株式移転計画の内容の概要

次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりです。

株式移転計画書（写）

株式会社グリーンクロス（以下「本会社」という。）は、本会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社（以下「本持株会社」という。）を設立するための株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うにあたり、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（本持株会社の目的、商号、本店の所在地等、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 本持株会社の目的、商号、本店の所在地等、発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 本持株会社の目的

本持株会社の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。

(2) 商号

本持株会社の商号は、株式会社グリーンクロスホールディングスとし、英文では、GREEN CROSS HOLDINGS CO.,LTD.とする。

(3) 本店の所在地等

本持株会社の本店の所在地は、福岡市中央区とし、その所在場所は、福岡市中央区笹丘一丁目17番29号とする。

(4) 発行可能株式総数

本持株会社の発行可能株式総数は、36,101,000株とする。

2. 前項に定めるもののほか、本持株会社の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第2条（本持株会社の設立時取締役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 本持株会社の設立時取締役（設立時監査等委員である設立時取締役を除く。）の氏名は次のとおりとする。

久保孝二

中本堅太郎

松本光一郎

2. 本持株会社の設立時監査等委員である設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

首藤英樹

山崎健治

住吉良久

3. 本持株会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
仰星監査法人

第3条（本株式移転に際して交付する株式の数およびその割当て）

1. 本持株会社は、本株式移転に際して、本株式移転が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）における本会社の株主名簿に記載または記録された本会社の株主（以下「割当対象株主」という。）に対し、その所有する本会社の普通株式に代わり、本会社が基準時現在発行している普通株式の総数と同数の本持株会社の普通株式を交付する。
2. 本持株会社は、本株式移転に際して、割当対象株主に対し、その所有する本会社の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第4条（本持株会社の資本金および準備金に関する事項）

本持株会社の設立時における資本金および準備金の額は次のとおりとする。

1. 資本金の額
697,266,750 円
2. 資本準備金の額
本持株会社の設立時における資本準備金の額は、会社計算規則第52条の規定に従い当社が別途定める。
3. 利益準備金の額
0 円

第5条（本持株会社の成立の日）

本持株会社の設立の登記をすべき日（以下「本持株会社の成立の日」という。）は、令和6年11月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、本会社の取締役会の決議によりこれを変更することができる。

第6条（本株式移転計画承認株主総会）

本会社は、令和6年7月25日を開催日として定時株主総会を招集し、本株式移転計画の承認および本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、本会社は、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第7条（本会社の株式上場廃止および本持株会社の株式上場、株主名簿管理人）

1. 本株式移転に伴い、本会社は、その発行する株式の上場を廃止（令和6年10月31日予定）し、本持株会社は、その発行する株式を本持株会社の成立の日において証券会員制法人福岡証券取引所に上場することを予定する。
2. 本持株会社の株主名簿管理人は、みずほ信託銀行株式会社（東京都千代田区丸の内一丁目3番3号番1号）とする。

第8条（事情変更）

本計画の作成後、本持株会社の成立の日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により本会社の財産または経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、本会社は、本会社の取締役会の決議により、本株式移転に関する条件を変更し、または本株式移転を中止することができる。

第9条（本計画の効力）

本計画は、第6条に定める本会社の定時株主総会において本計画の承認が得られない場合、または本株式移転につき法令に定める関係省庁等の承認が得られない場合には、その効力を失う。

第10条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、これを決定する。

令和6年6月12日

福岡市中央区小笹五丁目22番34号
株式会社グリーンクロス
代表取締役社長 久保 孝二

別紙 定款で定める事項

定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は株式会社グリーンクロスホールディングスと称し、英文ではGREEN CROSS HOLDINGS CO.,LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する業務を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理することを目的とする。

- (1) 交通標識、看板等の製造、販売
- (2) 建設工事用保安用品の販売
- (3) 土木、建築資材のレンタル及び販売
- (4) 防火、防災及び安全に関する設備機器、事務用機器、測量用機器のレンタル業
- (5) 防火、防災及び安全に関する設備機器、システムの販売並びに保守業務
- (6) 下記の工事業
 - ① 塗装工事業
 - ② とび・土木工事業
 - ③ 造園及び外柵工事業
- (7) 広告代理業
- (8) 再生可能エネルギー等による発電事業及び電気の供給、販売等に関する業務
- (9) 不動産の賃貸業
- (10) 青写真印刷業及びフィルム現像、焼付、引伸並びにフィルム複写業
- (11) 喫茶店・レストランの経営
- (12) 手話・点字・英会話・古典の教室の経営並びに建設業関係の諸資格取得のための教室の経営
- (13) 下記の商品の輸出入業
 - ① 防火、防災及び安全に関する設備機器
 - ② 土木、建築資材
 - ③ 事務用機器
 - ④ 測量用機器
- (14) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (15) 労働者派遣事業

- (16) 企業における人材管理に関する業務請負業
- (17) 職業訓練施設の運営
- (18) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を福岡市中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、36,101,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式事務取扱規則)

第11条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほかとくに必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎年7月に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会の決議に基づき、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令に定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。

(選任)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(報酬等)

第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第23条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれを招集する。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。
3. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議長)

第26条 取締役会の議長は、あらかじめ取締役会において定めた順序により取締役がこれにあたる。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第30条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第31条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第33条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第35条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により会計監査人との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年4月30日とする。
2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年10月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第41条 剰余金の配当は、その支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当社の最初の事業年度は、第36条の規定にかかわらず、当社の設立の日から令和7年4月30日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

第2条 第22条の規定にかかわらず、当会社の設立の日から当会社の最初の定時株主総会終結の時までの期間の当会社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等の総額（「4. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額」を除く。）

報酬等の総額は年額100百万円以内とする。但し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

3. 監査等委員である取締役の報酬等の総額

報酬等の総額は年額15百万円以内とする。

4. 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額

「2.取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する金銭報酬等の総額」の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額30百万円以内とする（以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。）この報酬は、株式会社グリーンクロスの令和4年7月27日開催の第49期定時株主総会において導入が承認可決された譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬と同様の内容である。

対象取締役は、当会社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当会社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当会社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、当会社の普通株式の株式分割（当会社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当会社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）とする。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における、当会社の普通株式が上場する国内証券取引所における当会社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定する。また、これによる当会社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当会社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとする。

- (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当会社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当会社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

- (2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当会社又は当会社の子会社の取締役、取締役に兼務しな

い執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当会社又は当会社の子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人その他これに準ずる地位のいずれの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当社の最初の定時株主総会終結の時をもって削除されるものとする。

4.会社法施行規則第206条各号に掲げる事項の内容の概要

(1)株式移転の対価の相当性に関する事項

①交付する株式数およびその割当ての相当性に関する事項

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社である持株会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の設立直後の株主構成に変化がないことから、株主の皆様へ不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることとしました。このため、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

本株式移転により、持株会社が交付する新株式数は、9,025,280株を予定しています。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動します。

なお、本株式移転により、当社が保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて持株会社の普通株式が割当交付されることとなります。これに伴い、当社は一時的に持株会社の普通株式を保有することとなりますが、その処分方法については、効力発生後、法令等に基づき速やかに処理する予定であります。

②資本金および準備金の額の相当性に関する事項

持株会社の資本金の額および準備金の額については、法令の範囲内で定めており、持株会社の目的、規模および資本金政策等に照らして相当であると判断しています。

(2)新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(3)株式移転完全子会社についての事項

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、現在のところ生じていません。

5. 持株会社の取締役となる者（監査等委員である取締役となる者を除く。）に関する事項
 持株会社の取締役となる者（監査等委員である取締役となる者を除く。）は、次のとおりであります。なお、本項における「当社」とは、「㈱グリーンクロス」をいいます。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割当てられる 持株会社の 株式の数
久保孝二 (1971年2月1日生)	1998年7月 当社入社 2002年5月 久留米支社長 2004年5月 営業開発部次長 2005年5月 執行役員 営業開発部長 2008年7月 取締役 執行役員 営業開発部長 2011年4月 代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 東亜安全施設㈱代表取締役 ㈱トレード代表取締役 北斗ネオン㈱代表取締役 ㈱G-サイン代表取締役 ㈱サンエクセル代表取締役 マクテック㈱代表取締役 安全機器㈱代表取締役 ㈹安全サービス代表取締役 ㈱アスコ代表取締役 GCJ18㈱代表取締役 山本シーリング工業㈱代表取締役 ㈱アイ工芸代表取締役	114,016株	114,016株
（取締役候補者とした理由） 2011年から代表取締役として、経営の先頭に立ち、的確な意思決定のもとグリーンクロスグループの業績向上と発展拡大に大きな貢献を積み重ねてまいりました。多岐にわたる要職を歴任しており、豊富な経験と実績に基づき、取締役として今後もグリーンクロスグループの成長・価値向上に貢献できると判断し、取締役候補者として適任と判断いたしました。			

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割当てられる 持株会社の 株式の数
なか もと けん た ろう 中 本 堅 太 郎 (1972年2月11日生)	1997年2月 当社入社 2002年5月 第4ブロック長兼広島支社長 2008年7月 執行役員 第4ブロック長兼広島 支社長 2011年7月 取締役 第4・第5ブロック統括 2012年11月 取締役 営業部長 2019年5月 取締役 営業本部長 (現任)	28,290株	28,290株
(取締役候補者とした理由) 営業部門に長年従事し、2008年より執行役員に就任後、主要拠点・ブロックの責任者を歴任し、2011年から取締役就任、営業活動における豊富な知識と経験・実績を有しております。今後もグリーンクロスグループの事業拡大と営業推進に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者として適任と判断いたしました。			
まつ もと こう いち ろう 松 本 光 一 郎 (1974年7月5日生)	2003年3月 当社入社 2008年5月 管理本部財務課課長代理 2011年4月 執行役員 管理部長兼財務課長 2012年7月 取締役 管理部長 2022年5月 取締役 経営企画室長 (現任)	16,490株	16,490株
(取締役候補者とした理由) 財務・経理部門に長年従事し、2011年より管理部門の執行役員に就任、翌年より取締役管理部長として管理体制と財務体質の強化に大きく貢献してまいりました。2022年からは経営企画室長として今後もグリーンクロスグループの事業拡大に貢献することが期待できると判断し、取締役候補者として適任と判断いたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

6. 持株会社の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

なお、本項における「当社」とは、「(株)グリーンクロス」をいいます。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割当てられる 持株会社の 株式の数
しゅ とう ひで き 首 藤 英 樹 (1972年8月3日生)	2002年10月 中央青山監査法人入所 2006年12月 公認会計士登録 2007年 8月 如水監査法人設立 代表社員就任 2013年10月 みらいコンサルティング(株)入社 2016年 7月 当社社外監査役 2017年 7月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任) 2020年12月 (株)SSC 社外取締役 (現任)	0株	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 監査法人における豊富な監査経験を有し、公認会計士として企業会計に関する知見も有していることから高度な専門性と幅広い見識を活かし、グリーンクロスグループに対して客観的、中立的な監督を遂行できることから、当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。			

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割当てられる 持株会社の 株式の数
やま さき けん じ 山 崎 健 治 (1950年9月1日生)	1973年 4月 大和証券(株)入社 1986年10月 青山監査法人入所 1991年 3月 公認会計士登録 1993年 4月 山崎公認会計士事務所設立 1993年 7月 当社社外監査役 2017年 7月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	0株	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 公認会計士として豊富な経験を有し、企業会計に関する知見も有していることから、グリーンクロスグループに対して客観的な立場での議案審議等に必要意見・提言等が期待できると判断し、当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。			
すみ よし よし ひさ 住 吉 良 久 (1946年8月9日生)	1972年10月 児島産業創業 1973年11月 児島産業(株)設立 代表取締役就任 1988年 3月 (株)児島産業岡山設立 代表取締役 就任 1991年 4月 玉野市議会議員当選 1995年 4月 岡山県議会議員当選 通算7期 2008年 7月 当社社外監査役 2017年 7月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	0株	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 長年にわたる企業経営と豊富な知識・経験を有していることからグリーンクロスグループに対して客観的な立場での議案審議等に必要意見・提言等が期待できると判断し、当社の社外取締役候補者として適任と判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 首藤英樹、山崎健治、住吉良久の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 首藤英樹氏につきましては、当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。なお、当社は同氏の選任に伴い福岡証券取引所に対し独立役員として届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 山崎健治氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
5. 住吉良久氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年であります。
6. 当社は、首藤英樹氏、山崎健治氏及び住吉良久氏の選任が承認された場合、各氏との間に締結している、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を持株会社との間で契約締結する予定であります。

7. 補欠の監査等委員である取締役となる者に関する事項

持株会社の補欠の監査等委員である取締役となる者は、次のとおりであります。

なお、本項における「当社」とは、「(株)グリーンクロス」をいいます。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数	割当てられる 持株会社の 株式の数
よしだ 太郎 (1977年12月20日生)	2004年11月 司法試験合格 2005年 4月 最高裁判所司法研修所入所 2006年10月 弁護士登録 みらい総合法律事務所 入所 2013年 1月 みらい総合法律事務所パートナー 就任(現在)	0株	
(補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 吉田太郎氏は、弁護士として法的な専門知識と経験を有しており、グリーンクロスグループに対して客観的な立場から当社の経営を監視していただくことを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者として適任と判断いたしました。			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 吉田太郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、吉田太郎氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、法令が規定する額を限度額とする、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を持株会社との間で契約締結する予定であります。

8. 持株会社の会計監査人となる者に関する事項

持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

(2023年6月30日)

名 称	仰星監査法人		
事 務 所	〈主たる事務所〉 東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル 〈従たる事務所〉 大阪府大阪市中央区安土町二丁目3番13号 大阪国際ビルディング 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番10号 名古屋クロスコートタワー		
沿 革	1990年 9月 北斗監査法人設立 1999年10月 東京赤阪監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 2001年 8月 NEXIA Internationalに加盟 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 2011年 7月 明澄監査法人と合併 2014年 7月 明和監査法人と合併 現在に至る		
概 要	<資本金>	182百万円	
	<構成人員>	社員 (公認会計士)	55名 (うち代表社員10名)
		職員 (公認会計士)	207名
		(試験合格者)	87名
		(その他)	51名
		合計	400名

(注) 1. 仰星監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の規模、経験等の職務遂行能力および独立性、内部管理体制等を総合的に勘定した結果、適任と判断したためであります。

9. 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事項はありません。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2023年5月1日から
2024年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、社会経済活動の正常化が進む中、一部に足踏みがみられるものの、雇用情勢や所得環境の改善、インバウンド需要の復調等により、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、世界的な金融引き締めに伴う海外景気の下振れや物価上昇、国際情勢、金融資本市場の変動等による景気の下押しリスクもあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが関係する安全機材業界及びサインメディア業界におきましては、令和6年能登半島地震をはじめとする自然災害からの復旧及び復興、並びに国土強靱化への対応等により公共事業投資が底堅く推移するとともに、民間設備投資においても持ち直しの動きが継続しているものの、原材料やエネルギーコストの高騰等による影響は依然として拡大傾向にあり、引き続き慎重な動きで推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは中期戦略に基づき、収益力の更なる向上に向け、顧客のニーズに沿ったレンタル事業及びサインメディア事業の営業促進と各種経営リソースの強化、並びに物流システムの効率化を図るとともに、ブロック経営を基点としての営業拠点ネットワーク網の一層の連携機能促進に努めてまいりました。

また、当第4四半期においては、新たに山本シーリング工業株式会社及び株式会社アイ工芸の2社をグループに迎え入れ、更なるシナジーの発揮による事業拡大等、グループとしての総合力を強化してまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は24,348百万円（前期比8.1%増）、営業利益は1,648百万円（前期比10.1%増）、経常利益は1,649百万円（前期比8.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,138百万円（前期比8.2%増）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は4,066百万円であります。その主なものは、札幌市及び大阪市天王寺区の土地建物の購入、レンタル品の購入等によるものであります。

(3) 資金調達状況

当連結会計年度中に土地建物の取得資金として、金融機関より長期借入金2,230百万円の調達を行いました。

また、子会社株式の取得資金として、金融機関より長期借入金528百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用、所得環境の改善など回復基調の継続が期待されるものの、地政学リスクの高まりやエネルギー価格、原材料価格の高位な推移等、引き続き先行き不透明な状況が続くものと想定されます。

このような状況において、当社グループの当面の課題は、確実な収益の向上にむけたレンタル事業の促進とグループ間シナジーを最大限に生かす事業構造の構築に加え、その機動力となる組織機能力の強化を図るとともに、長きに亘っての成長企業の確立に向けた次世代人財の確保と育成に向けた人材採用・育成プログラムの実行にあります。今後もグループ会社と連携し、更なる市場の開拓に努め、総合安全産業の立脚を目指してまいります。

<中長期を見据えた経営課題への取り組み>

①ESG・SDGsへの取り組み

当社グループは、中長期的に持続可能な企業の成長と社会への貢献を継続していくためにはSDGsの課題解決に向けた取り組みが重要だと考えております。そのため、事業活動を行うにあたり、ESG・SDGsの観点から環境に配慮した商品の推進、社会問題への配慮はもとよりコーポレートガバナンスの強化も進めております。

②健康経営への取り組み

当社グループでは従業員とその家族の健康を重要な経営課題として、2020年6月に「健康経営宣言」を制定しております。健康経営の推進につきましては、ウォーキングイベントの開催や外部セミナーの受講、ストレスチェックの実施など、従業員とその家族が心身そして社会的な健康の保持・増進を行うための取り組みを行いました。その成果として、本年3月にはこれまでの取り組みが評価され、経済産業省と日本健康会議が主催する健康経営優良法人制度において「健康経営優良法人2024（大規模法人部門）」認定企業の上位500法人に与えられる「ホワイト500」に認定されました。

今後も引き続き、「健康経営」を通じて健康で活力あふれる社員が生まれ、誇りをもって長く働ける働きやすい環境づくりに取り組むことで、企業使命である「完璧な安全環境の構築、快適な労働環境の創造、自然との調和への美しい環境づくり」の実現を目指してまいります。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項目	期別	第50期 (2021年4月期)	第51期 (2022年4月期)	第52期 (2023年4月期)	第53期 (当連結会計年度) (2024年4月期)
売上高		18,397,257	20,496,737	22,514,056	24,348,034
経常利益		1,391,267	1,490,657	1,515,313	1,649,248
親会社株主に帰属する 当期純利益		910,961	969,880	1,052,806	1,138,693
1株当たり当期純利益		103円59銭	109円97銭	119円58銭	129円25銭
総資産		14,236,500	15,944,080	20,269,069	25,452,812
純資産		8,478,890	9,233,861	10,076,861	11,065,253
1株当たり純資産額		961円86銭	1,046円71銭	1,138円99銭	1,249円83銭

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項目	期別	第50期 (2021年4月期)	第51期 (2022年4月期)	第52期 (2023年4月期)	第53期 (当事業年度) (2024年4月期)
売上高		17,002,549	18,955,645	19,405,576	20,834,023
経常利益		1,435,150	1,464,485	1,493,234	1,524,640
当期純利益		974,872	979,248	994,852	1,017,508
1株当たり当期純利益		110円85銭	111円04銭	112円74銭	115円24銭
総資産		13,798,594	15,004,605	17,181,632	19,162,105
純資産		8,584,326	9,348,665	10,104,832	10,968,080
1株当たり純資産額		973円88銭	1,059円78銭	1,144円99銭	1,241円88銭

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨て、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	事 業 内 容
東 垂 安 全 施 設 (株)	36,000千円	99.6%	安全機材用品の販売及びレンタル、各種サインメディアの製作販売
(株) ト レ ー ド	20,000千円	100.0%	サイン・ディスプレイ用広告資材販売、ディスプレイ・販促物の企画、制作
北 斗 ネ オ ン (株)	10,000千円	100.0%	LED・ネオンサイン工事、屋内外看板サイン工事、広告塔工事
(株) G - サ イ ン	5,000千円	100.0%	看板の製作及び販売、不動産の売買・賃貸・仲介及び管理
(株) サ ン エ ク セ ル	3,000千円	100.0%	安全機材用品及び測量器具等の製造・販売
マ ク テ ッ ク (株)	10,000千円	100.0%	サインメディアの企画・設計・施工
安 全 機 器 (株)	21,600千円	78.9%	安全機材用品の販売
(有) 安 全 サ ー ビ ス	3,000千円	100.0%	安全機材用品の販売
(株) ア ス コ	19,800千円	100.0%	高輝度LED表示器の企画・開発、製造、販売
G C J I 8 (株)	5,025千円	100.0%	有価証券の取得、保有及び処分
山本シーリング工業(株)	50,000千円	100.0%	革製品の製造、販売
(株) ア イ 工 芸	20,000千円	100.0%	サインメディア広告資材の売買

(7) 主要な事業内容 (2024年4月30日現在)

当社グループは、道路安全資材、建築防災用品、保安用品、保護具等の安全機材用品の販売及びレンタル並びに各種サインメディアの製作販売を事業としております。

(8) 営業所 (2024年4月30日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	福 岡 市 中 央 区	鹿 屋 支 社	鹿 児 島 県 鹿 屋 市
福 岡 支 社	福 岡 市 東 区	岐 阜 支 社	岐 阜 県 羽 島 市
北 九 州 支 社	北 九 州 市 小 倉 北 区	埼 玉 支 社	さ い た ま 市 北 区
長 崎 支 社	長 崎 県 西 彼 杵 郡	相 模 原 支 社	相 模 原 市 緑 区
熊 本 支 社	熊 本 市 東 区	人 吉 営 業 所	熊 本 県 球 磨 郡
大 分 支 社	大 分 市	名 護 営 業 所	沖 縄 県 名 護 市
宮 崎 支 社	宮 崎 市	下 関 営 業 所	山 口 県 下 関 市
鹿 児 島 支 社	鹿 児 島 市	島 根 営 業 所	松 江 市
久 留 米 支 社	福 岡 県 久 留 米 市	福 山 営 業 所	広 島 県 福 山 市
広 島 支 社	広 島 市 安 佐 南 区	松 山 営 業 所	松 山 市
山 口 支 社	山 口 市	高 松 営 業 所	高 松 市
佐 世 保 支 社	長 崎 県 佐 世 保 市	徳 島 営 業 所	徳 島 市
東 京 支 社	東 京 都 杉 並 区	奈 良 営 業 所	奈 良 市
神 戸 支 社	神 戸 市 中 央 区	四 日 市 営 業 所	三 重 県 四 日 市 市
佐 賀 支 社	佐 賀 市	山 形 営 業 所	山 形 市
沖 縄 支 社	沖 縄 県 浦 添 市	東 京 事 務 所	東 京 都 中 央 区
大 阪 支 社	堺 市 西 区	グリーントータル事業部 本 部	佐 賀 県 鳥 栖 市
仙 台 支 社	仙 台 市 太 白 区	グリーントータル事業部 関 東 営 業 所	埼 玉 県 久 喜 市
郡 山 支 社	福 島 県 郡 山 市	グリーントータル事業部 東 海 営 業 所	岐 阜 県 羽 島 市
名 古 屋 支 社	名 古 屋 市 緑 区	グリーントータル事業部 東 北 営 業 所	宮 城 県 登 米 市
京 都 支 社	京 都 市 伏 見 区	グリーントータル事業部 岩 国 営 業 所	山 口 県 岩 国 市
石 巻 支 社	宮 城 県 石 巻 市	グリーントータル事業部 関 西 営 業 所	奈 良 市
鳥 取 支 社	鳥 取 市	グリーントータル事業部 大 阪 営 業 所	大 阪 市 住 之 江 区

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
静岡支社	静岡市葵区	グリーンレンタル事業部 南九州営業所	宮崎市
姫路支社	兵庫県姫路市	グリーンレンタル事業部 姫路営業所	兵庫県姫路市
関東支社	埼玉県久喜市	グリーンレンタル事業部 山陰営業所	鳥取県境港市
千葉支社	千葉市中央区	グリーンレンタル事業部 四国営業所	高松市
岡山支社	岡山市中区	グリーンメディア事業部 本部	福岡市東区
高知支社	高知市	グリーンメディア事業部 東京本部	東京都中央区
横浜支社	横浜市鶴見区	グリーンメディア事業部 大阪営業所	大阪市中央区

(注) 決算期後の営業所の異動

2024年5月1日をもって高松営業所から高松支社、山形営業所から山形支社に名称変更しております。

(9) 従業員の状況 (2024年4月30日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
859名	62名増

(注) 上記の他、2024年4月30日現在パート32名が在籍しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
687名	16名減	40.3歳	8.7年

(注) 上記の他、2024年4月30日現在パート23名が在籍しております。

(10) 主要な借入先 (2024年4月30日現在)

借入先	借入残高
(株) 西日本シティ銀行	3,283,639千円
(株) 福岡銀行	1,460,472千円
(株) 三菱UFJ銀行	401,341千円
(株) 埼玉りそな銀行	334,500千円
(株) 池田泉州銀行	319,500千円
朝日信用金庫	296,189千円
(株) みずほ銀行	179,166千円
(株) 山陰合同銀行	95,005千円
三井住友信託銀行(株)	61,820千円
巢鴨信用金庫	45,830千円
日本政策金融公庫	7,180千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年4月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 36,101,000株
 (2) 発行済株式の総数 9,025,280株 (自己株式193,458株を含みます。)
 (3) 株主数 2,470名
 (4) 1単元の株式数 100株
 (5) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
グリーンクロス社員持株会	1,111,301株	12.58%
青山悦子	773,418	8.75
柴田泰三	512,000	5.79
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	481,144	5.44
東條優	366,282	4.14
井上愛	366,282	4.14
中野淑	366,282	4.14
新海秀治	265,900	3.01
(株)西日本シティ銀行	256,000	2.89
梶田法義	200,200	2.26

(注) 持株比率は、自己株式 (193,458株) を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (うち社外取締役)	4,016 (-)	3 (-)

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (2) ②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載しております。

3. 新株予約権等の状況 (2024年4月30日現在)

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2024年4月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	久保孝二	東亜安全施設(株)代表取締役 (株)トレード代表取締役 北斗ネオン(株)代表取締役 (株)G-サイン代表取締役 (株)サンエクセル代表取締役 マグテック(株)代表取締役 安全機器(株)代表取締役 (有)安全サービス代表取締役 (株)アスコ代表取締役 GCJ18(株)代表取締役 山本シーリング工業(株)代表取締役 (株)アイ工芸代表取締役
取締役	中本堅太郎	営業本部長
取締役	松本光一郎	経営企画室長
監査等委員	首藤英樹	公認会計士 (株)SSC社外取締役
監査等委員	山崎健治	公認会計士
監査等委員	住吉良久	

- (注) 1. 取締役首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員首藤英樹氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査等委員山崎健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員住吉良久氏は、経営者としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、首藤英樹氏を監査等委員長に選任し、同委員長が社内の主要会議に出席して社内情報を収集、他の監査等委員に情報伝達しております。また、内部監査室等と監査等委員会が連携して監査活動を行うとともに、監査等委員会が必要に応じて監査を補佐する担当者を任命・指揮命令して監査を行う体制としており、監査等委員会の監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
6. 当社は、監査等委員首藤英樹氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(参考) 当社は執行役員制度を導入しております。

2024年4月30日現在の執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

執行役員 田島伸弘 関西ブロック長兼大阪支社長兼マクテック(株)取締役

執行役員 神田昭彦 (株)サンエクス取締役社長兼(株)トレード取締役

執行役員 片山敬之 グリーンレンタル事業部長兼東亜安全施設(株)取締役兼(株)アスコ取締役

(2) 取締役等の報酬等の額

①報酬等の決定に関する方針

取締役の報酬等（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の決定に関する方針は、客観性、透明性を高めると共にコーポレート・ガバナンスの向上を目的に、社外取締役2名を含む3名の取締役で構成される指名・報酬諮問委員会を設置し、同委員会からの答申について取締役会で決議することとしております。

監査等委員以外の取締役の年度報酬総額については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定しており、監査等委員以外の取締役に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

社内の監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

<報酬の構成>

取締役の報酬は、a) 定期月額報酬、b) 中長期インセンティブを与えて取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的の株式報酬から構成されています。

a) 定期月額報酬

取締役としての固定部分と、各取締役の業務執行部分や職責、事業年度ごとに策定されている経営方針及び目標に対する達成状況、貢献度を総合的に考慮した部分から成ります。

b) 株式報酬

中長期的な企業価値の向上につなげていくために譲渡制限付株式報酬としております。各取締役の役位毎に基準額を設定して割当を行っております。

また、社外の監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等については、定期月額報酬のみとしております。監査等委員である取締役の報酬等については、監査等委員である取締役の協議により個別の固定報酬として決定しております。

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		定期月額報酬	株式報酬	
取締役(監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	59,677 (-)	58,800 (-)	877 (-)	3 (-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	12,360 (12,360)	12,360 (12,360)	- (-)	3 (3)
合計 (うち社外取締役)	72,037 (12,360)	71,160 (12,360)	877 (-)	6 (3)

(注) 1. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額(定期月額報酬)は、2017年7月28日開催の第46期定時株主総会において、年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(うち、社外取締役は1名)であります。

また別枠で、取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬について、2020年7月28日開催の第49期定時株主総会において、年額30,000千円以内(年50,000株以内)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く。)の員数は3名であります。

2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年7月28日開催の第46期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)であります。

3. 株式報酬の内容は譲渡制限付株式報酬であります。また、当事業年度における交付状況は「2. (6) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。なお、このうち3,999千円は翌事業年度以降に費用計上される見込みであります。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役(監査等委員)

(a) 首藤英樹氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

同氏は(株)SSCの社外取締役を兼職しておりますが、当社との間に開示すべき特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会17回及び監査等委員会12回全てに出席し、必要な質問・提言を適宜行うとともに、各部署に対する実地調査等の活動を行いました。

(b) 山崎健治氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会17回中16回及び監査等委員会12回中11回に出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

(c) 住吉良久氏

イ. 重要な兼職先と当社との関係

該当する事項はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会17回中16回及び監査等委員会12回中11回に出席し、必要な質問・提言を適宜行っております。

②社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の社外取締役は、首藤英樹、山崎健治、住吉良久の3氏であり、それぞれ公認会計士や企業経営者として豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に生かしてもらうことを期待しております。各社外取締役は、当社の取締役会において、疑問点等を明らかにするために適宜質問するなど行い、当社が展開する各事業内容及び業界について理解を深め、取締役会の実効性、危機管理、販路拡大、働き方などの経営課題について活発に意見を発言し、当社グループの発展に寄与しています。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外から有用な人材を迎えその役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項に基づき当社定款において、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。当該規定に基づき、当社は社外取締役である首藤英樹、山崎健治及び住吉良久の各氏との間で、責任限定契約を締結しております。

この責任限定契約の内容の概要は、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失が無い場合、その負担額は法令の定める限度額の範囲内とするものであります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,900千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,900千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査の報酬と金融商品取引法に基づく監査の報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前年度における監査の状況、及び当年度の監査計画の内容について確認を行い、監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である仰星監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

6. 会社の体制及び方針並びに運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

企業倫理規程を制定し、コンプライアンス体制に係る規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。また、その徹底を図るため、管理部担当取締役をその責任者として管理部総務課においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同課を中心に役職員への教育等を行うこととしております。

また、取締役会の監督機能を高め、かつ業務執行に係る意思決定をより適正なものとするため、経営に精通し独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する社外取締役を選任しております。

内部監査室は、総務課と連携し、コンプライアンスの状況について監査し、これらの活動は、定期的に取り締役会及び監査等委員会に報告されるものとします。

さらに、役職員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は速やかに内部監査室または社外弁護士等に通報（匿名も可）報告する体制を構築しております。会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な取り扱いは行わないこととしております。

② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

セキュリティ及び輸入管理等に係る当社全体のリスク管理を網羅的、総括的に管理していきます。新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を任命します。

内部監査室は、各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定します。

④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全般的な業務効率化を実現するシステムを構築します。

具体的には、下記の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

- イ. 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の職務執行の監督等を行います。
- ロ. 毎年3月に取締役、執行役員及び拠点長、部門長をメンバーとした経営目標（戦略）体系策定会議を開催し、将来の事業環境を踏まえた中期経営計画、年度予算を策定し、全社的な目標を設定します。各拠点、部門においては、その目標達成に向けた具体策を立案、実行していきます。
- ハ. 当社の基幹システムを活用し、月次、四半期業績管理を実施しております。
- ニ. 経営目標（戦略）体系推進会議等による月次業績のレビューと改善策の立案、実施を行っております。

⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス、リスク管理体制を構築する権限を与え、当社総務課はこれらを横断的に推進し、管理しております。

⑥ 監査等委員会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在監査等委員会の職務を補助する使用人はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のためのスタッフを任命することとし、その人事については、取締役と監査等委員が意見交換を行うこととしております。

この場合、取締役は監査等委員の意見を聴取し、内部監査室長その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定するものとし、

また、監査等委員は内部監査室長及びその所属員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた者は、その命令に対して、取締役、内部監査室長の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とします。
- また、監査等委員会を補助すべき使用人は、当社の業務執行に係る業務を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しその評価については、監査等委員会の意見を聴取します。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びに監査等委員会へ報告した者が当該報告を理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社及び当社子会社の取締役及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社及び当社子会社に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス、総務課への通報状況及びその内容を速やかに報告する体制を整備し、その報告は、管理部担当取締役が監査等委員会に対して、適時迅速に行うものとしております。
- なお、監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう内部通報制度運用規程に基づき、当該報告者を適切に保護します。
- ⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会と代表取締役社長との間で定期的な意見交換会を実施します。また、監査等委員会に対して、必要に応じて弁護士、公認会計士等の専門家を雇用し、監査業務に助言を受ける機会を保証しております。
- なお、監査等委員会は当社の会計監査人から会計監査に関する内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図っております。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、企業倫理規程において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対して、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断することを基本方針として明確化しています。

また、企業防衛対策協議会に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集等を行うとともに、警察当局や顧問弁護士等外部の専門機関と連携し、速やかに対処できる体制を構築しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、当事業年度における内部統制システムの主な運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 当社は、当社及び当社グループにおいて、コンプライアンス推進事務局を設置し、内部通報の内容・対応等につき、定例的に開催される取締役会及び経営会議への報告により管理徹底を図っております。

② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されております。

③ 当社の取締役会規程により、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令や定款に定める事項、当社グループの経営方針及び経営戦略に関わる重要事項の決議を行っております。

また、定期的に経営会議を開催し、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点と日常業務レベルで監視する対策についての検討を行い、業務執行の効率性を確保しております。

④ 代表取締役と監査等委員会は定期的な会合を実施して、監査等委員との意思の疎通を図り、また、内部監査室と監査等委員会は連絡会議を定期的で開催し情報交換等を行い、連携を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

重要な事項と認識しており、継続的に検討をしておりますが、緊密な者または同意している者の議決権の所有割合が50%を超えている現状を鑑みて、現時点での防衛策の導入はしておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等、会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。また、当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な政策と位置づけ、配当に関しては、経営環境の変化や中長期的視野に立ったうえでの今後の事業展開、更には企業体質の強化等を総合的に勘案のうえで、安定的かつ継続的な配当を実施していく方針であります。

上記の方針に基づき、当事業年度の配当につきましては、2024年6月28日開催の取締役会決議により、期末配当金について普通配当33円に特別配当2円を加えた、1株当たり35円とさせていただきます。

連結貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[13,432,476]	流動負債	[7,558,454]
現金及び預金	4,589,626	支払手形及び買掛金	2,628,116
受取手形	681,476	電子記録債務	1,855,485
売掛金	3,659,906	1年内返済予定の長期借入金	552,967
電子記録債権	588,122	リース債務	20,860
商品	3,194,797	未払金	652,213
原材料及び貯蔵品	396,269	未払費用	115,682
その他	330,235	未払法人税等	462,089
貸倒引当金	△7,956	未払消費税等	304,685
固定資産	[12,020,336]	賞与引当金	779,900
有形固定資産	(10,312,559)	その他	186,453
建物及び構築物	3,852,223	固定負債	[6,829,105]
機械装置及び運搬具	36,010	長期借入金	5,931,676
工具・器具及び備品	120,325	リース債務	48,612
レンタル品	1,277,445	繰延税金負債	35,707
土地	4,986,444	その他	813,109
建設仮勘定	40,110	負債合計	14,387,559
無形固定資産	(456,859)	(純資産の部)	
借地権	173,704	株主資本	[10,735,608]
ソフトウェア	22,476	資本金	697,266
のれん	251,818	資本剰余金	804,040
電話加入権	8,761	利益剰余金	9,322,340
その他	99	自己株式	△88,038
投資その他の資産	(1,250,917)	その他の包括利益累計額	[277,696]
投資有価証券	770,302	その他有価証券評価差額金	277,696
長期貸付金	11,220	非支配株主持分	[51,948]
破産更生債権等	7,845	純資産合計	11,065,253
長期前払費用	27,854	負債純資産合計	25,452,812
繰延税金資産	252,037		
その他	192,501		
貸倒引当金	△10,845		
資産合計	25,452,812		

連結損益計算書

(自 2023年5月1日)
(至 2024年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		24,348,034
売 上 原 価		15,463,405
売 上 総 利 益		8,884,629
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		7,236,617
営 業 利 益		1,648,012
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	658	
受 取 配 当 金	15,284	
雑 収 入	19,744	35,688
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	22,077	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	5,905	
為 替 差 損	1,148	
雑 損 失	5,320	34,451
経 常 利 益		1,649,248
特 別 利 益		
負 の の れ ん 発 生 益	61,428	61,428
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,710,677
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	689,801	
法 人 税 等 調 整 額	△122,018	567,782
当 期 純 利 益		1,142,894
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,201
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,138,693

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年5月1日)
(至 2024年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	697,266	799,561	8,466,056	△90,387	9,872,497
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△282,409		△282,409
親会社株主に帰属する当期純利益			1,138,693		1,138,693
自己株式の処分		4,478		2,348	6,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	4,478	856,283	2,348	863,111
当 期 末 残 高	697,266	804,040	9,322,340	△88,038	10,735,608

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当 期 首 残 高	156,616	156,616	47,747	10,076,861
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△282,409
親会社株主に帰属する当期純利益				1,138,693
自己株式の処分				6,827
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	121,079	121,079	4,201	125,280
当 期 変 動 額 合 計	121,079	121,079	4,201	988,391
当 期 末 残 高	277,696	277,696	51,948	11,065,253

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数	12社
連結子会社の名称	東亜安全施設(株) (株)トレード 北斗ネオン(株) (株)Gーサイン (株)サンエクセル マクテック(株) 安全機器(株) (有)安全サービス (株)アスコ GCJI8(株) 山本シーリング工業(株) (株)アイ工芸

上記のうち、GCJI8(株)、山本シーリング工業(株)及び(株)アイ工芸の株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

[有価証券]

その他有価証券

市場価格のない株式等 以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）
市場価格のない株式等	総平均法による原価法

〔棚卸資産〕

商品	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
原材料	総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
貯蔵品	最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

〔有形固定資産〕（リース資産を除く）

定率法	ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにレンタル品については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建 物 4～50年 レンタル品 1～5年
-----	---

〔無形固定資産〕（リース資産を除く）

定額法	自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
-----	---

〔リース資産〕

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産	
リース期間定額法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

〔貸倒引当金〕	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
〔賞与引当金〕	従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引に係る収益（注：オペレーティング・リースに係る収益は賃貸借処理によって収益認識しております。）を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

・商品及び製品の販売

安全機材用品の販売、サインメディアの製作販売事業においては、商品の販売及び製品の製造販売を行っており、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

⑤ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5～10年間の定額法により償却を行っております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

のれん 251,818千円

のれんの償却方法及び償却期間については、子会社株式の取得時における事業計画に基づく投資額の回収期間を考慮して償却期間を合理的に見積り、当該期間にわたり均等償却しております。

子会社株式の取得時に生じたのれんについて、事業計画の達成状況等をもとに減損の兆候を識別しております。減損の兆候があると認められた場合には、減損の兆候があるグルーピング単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額とのれんを含む帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。減損損失の認識の要否の判定においては、主に事業計画等を基礎として将来キャッシュ・フローを見積り、当該キャッシュ・フローがのれんを含む帳簿価額を上回るかどうかにより、減損損失計上の要否を検討しております。

事業計画等の策定においては、対象となる子会社の属する業界の動向、市場環境、成長率等に関する仮定を含んでおります。したがって、将来の不確実な経済状況及び経営状況の影響により設定した仮定が合理的な範囲を超えて変化し当該事業計画が計画通り進捗しないことが判明した場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、減損損失が発生する可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形の裏書譲渡高	
受取手形の裏書譲渡高	21,077千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
建物及び構築物	2,797,520千円
土地	2,881,713千円
計	5,679,233千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	413,959千円
長期借入金	5,194,362千円
計	5,608,321千円
(3) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務	
① 所有権留保等資産	
レンタル品	882,642千円
② 所有権留保付債務	
未払金	325,096千円
その他（固定負債）	645,809千円
(4) 有形固定資産の減価償却累計額	3,669,023千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

発行済株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	9,025,280株		-		-	9,025,280株

(2) 自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式	219,985株		-		6,527株	213,458株

(注) 普通株式の自己株式数の減少6,527株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月28日 取締役会	普通株式	282,409	32.00	2023年4月30日	2023年7月11日

② 基準日が当連結会計年度に帰属する配当のうち、配当効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年6月28日開催取締役会決議による配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額…………… 309,113千円
- (ロ) 配当の原資…………… 利益剰余金
- (ハ) 1株当たり配当額…………… 35.00円
- (ニ) 基準日…………… 2024年4月30日
- (ホ) 効力発生日…………… 2024年7月11日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入や社債の発行によっております。

受取手形、売掛金及び電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

長期借入金及び社債の使途は運転資金、設備資金及び子会社株式の取得資金であります。

なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年4月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額83,259千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金については注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、未払法人税等については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	687,043	687,043	—
資産合計	687,043	687,043	—
(1) 長期借入金 (1年内返済予定含む)	6,484,643	6,456,716	△27,926
負債合計	6,484,643	6,456,716	△27,926

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	687,043	—	—	687,043

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	6,456,716	—	6,456,716

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

固定金利によるものは、元利金の合計額と、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しております。また、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、時価が帳簿価額と近似することから、帳簿価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

6. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

工事表示板・標識	1,695,663
仮設防護柵	962,977
保安等・警告灯	513,941
防災用品・環境整備用品	2,607,778
その他商品	5,627,319
サインメディア	6,954,171
顧客との契約から生じる収益	18,361,851
その他の収益	5,986,182
外部顧客への売上高	24,348,034

(注) その他の収益には、リース取引等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

当社及び連結子会社においては、顧客との予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,249円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 129円25銭 |

8. 重要な後発事象

(単独株式移転による持株会社体制への移行)

当社は、令和6年6月12日開催の取締役会において、持株会社体制へ移行する方針を決議し、令和6年7月25日開催予定の当社第53期定時株主総会における承認決議等の所定の手続を経た上で、令和6年11月1日(予定)を期日として、当社の単独株式移転(以下「本株式移転」といいます。)により、当社の持株会社である株式会社グリーンクロスホールディングス(以下「持株会社」といいます。)を設立することを決議いたしました。

(1) 本株式移転の目的

当社グループは、道路安全資材、建築防災用品、保安用品、保護具等の安全機材用品の製造販売及びレンタル並びに各種サインメディアの製作販売などの事業を展開しています。

当社グループは中長期戦略として、全国各県への出店を進める事で完璧な安全環境の構築や快適な労働環境の創造等、日本全国に総合安全産業を立脚していく事を目標としております。そしてこれらの成長戦略は自社単独での取り組みに留まることなく、他社との協業や提携を含めた業容拡大、事業戦略が必要であるとの強い認識をもっております。

当社グループが関係する安全機材業界及びサインメディア業界におきましては、自然災害からの復興や国土強靱化への対応などにより公共事業投資が底堅く推移するとともに、民間設備投資においても持ち直しの動きが継続しているものの、原材料やエネルギーコストの高騰等による影響は引き続き拡大傾向にあります。

このような環境のもと、当社グループは収益力の更なる向上に向け、顧客のニーズに沿ったレンタル事業及びサインメディア事業の営業促進と各種経営リソースの強化や物流システムの効率化、ブロック経営を基点としての営業拠点ネットワーク網の一層の連携機能促進を図るとともに、グループ間におけるシナジーを最大限に発揮すべく、グループ経営を更に高度化させ、持続的な成長を実現するために、持株会社体制へ移行することといたしました。

当社グループが持株会社体制へ移行する具体的な目的は以下の4点になります。

① グループ経営機能の強化による企業価値の最大化

持株会社は当社グループ全体のマネジメントに特化し、M&A・新規事業開発・健康経営対応などのグループ経営戦略立案や、各事業会社の連携強化によるシナジー創出等に取り組むことで、グループ全体の企業価値最大化を図ります。

② 意思決定の迅速化による競争力強化

グループ経営管理機能と業務執行機能を分離すると共に、業務執行部門である各事業会社においても権限と責任を明確化し、意思決定の迅速化、事業責任の明確化による競争力の強化を図ります。

③ 経営資源の有効活用によるシナジー最大化

人材の採用・育成及び登用をグループ内で柔軟に行うことにより、従業員がその能力を最大限に発揮できる環境を構築します。また、持株会社を中核にグループが保有する経営資源をこれまで以上に横断的・効率的に活用することにより、シナジーの最大化を図ります。

④ コーポレートガバナンス強化

持株会社によるグループ内部牽制機能の充実を進めることにより、グループ全体のコーポレートガバナンスを強化します。

(2) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）、その他の株式移転計画の内容

① 本株式移転の方法

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転であります。

② 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	(株)グリーンクロスホールディングス (株式移転設立完全親会社・持株会社)	(株)グリーンクロス (株式移転完全子会社・当社)
持株移転比率	1	1

(注) 1 株式の割当比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主名簿に記載または記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する当社の普通株式1株につき、持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

2 単元株制度

持株会社は、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

3 株式移転により交付する新株式数

普通株式9,025,280株（予定）

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。

③ 本株式移転の日程

定時株主総会基準日	令和6年4月30日
株式移転計画承認取締役会	令和6年6月12日
株式移転計画承認定時株主総会	令和6年7月25日（予定）
上場廃止日	令和6年10月30日（予定）
持株会社設立登記日（効力発生日）	令和6年11月1日（予定）
持株会社上場日	令和6年11月1日（予定）

(3) 株式移転に係る割当ての内容の算定根拠

① 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独の株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、本株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化がないことから、当社の株主の皆さまに不利益を与えないことを第一義として、当社の株主の皆さまが保有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割当てることといたします。

② 第三者機関による算定結果、算定方法及び算定根拠

上記①の理由により、第三者機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

(4) 本株式移転に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

(5) 持株会社の新規上場に関する取扱い

当社は、新たに設立する持株会社の株式について、福岡証券取引所への新規上場（テクニカル上場）を申請する予定であり、上場日は令和6年11月1日を予定しております。また、当社は本株式移転により持株会社の完全子会社となりますので、持株会社の上場に先立ち、令和6年10月30日に福岡証券取引所を上場廃止となる予定であります。

なお、上場廃止日につきましては、福岡証券取引所の規則に基づき決定されるため、変更される可能性があります。

(6) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社グリーンクロスホールディングス
本店の所在地	福岡市中央区笹丘一丁目17番29号
代表者の氏名	代表取締役社長 久保 孝二
資本金の額	697,266千円
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	グループ会社の経営管理及びそれに附帯又は関連する業務

貸借対照表

(2024年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[10,921,014]	流動負債	[6,297,539]
現金及び預金	2,586,040	支払手形	324,227
受取手形	466,099	電子記録債権	1,802,616
電子記録債権	512,068	買掛金	1,725,847
売掛金	2,973,062	1年内返済予定の長期借入金	311,844
商品	2,912,581	リース債務	20,860
原材料及び貯蔵品	187,060	未払金	573,110
前払費用	72,145	未払費用	125,498
その他の金	1,219,955	未払法人税等	413,663
貸倒引当金	△8,000	未払消費税等	260,484
固定資産	[8,241,091]	預り金	44,387
有形固定資産	(4,516,535)	賞与引当金	695,000
建物	902,408	固定負債	[1,896,485]
構築物	57,071	長期借入金	1,208,432
機械及び装置	7,495	リース債務	42,243
車両運搬具	8,395	その他の	645,809
工具・器具及び備品	104,158	負債合計	8,194,025
レンタル品	1,293,200	(純資産の部)	
土地	2,143,803	株主資本	[10,690,206]
無形固定資産	(21,647)	資本金	697,266
ソフトウェア	13,660	資本剰余金	(804,040)
電話加入権	7,987	資本準備金	660,866
投資その他の資産	(3,702,908)	その他資本剰余金	143,173
投資有価証券	649,856	利益剰余金	(9,258,518)
関係会社株式	2,414,208	利益準備金	52,300
長期貸付金	291,385	その他利益剰余金	9,206,218
破産更生債権等	7,711	別途積立金	8,060,000
長期前払費用	26,362	繰越利益剰余金	1,146,218
繰延税金資産	160,687	自己株式	△69,618
その他の	163,408	評価・換算差額等	[277,873]
貸倒引当金	△10,711	その他有価証券評価差額金	277,873
資産合計	19,162,105	純資産合計	10,968,080
		負債純資産合計	19,162,105

損 益 計 算 書

(自 2023年5月1日)
(至 2024年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	20,834,023
売 上 原 価	13,172,378
売 上 総 利 益	7,661,644
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,178,859
営 業 利 益	1,482,785
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3,376
受 取 配 当 金	14,607
受 取 家 賃	25,872
雑 収 入	14,662
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	5,359
投 資 事 業 組 合 運 用 損	5,905
為 替 差 損	1,148
雑 損 失	4,250
経 常 利 益	1,524,640
税 引 前 当 期 純 利 益	1,524,640
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	627,555
法 人 税 等 調 整 額	△120,423
当 期 純 利 益	1,017,508

株主資本等変動計算書

(自 2023年5月1日)
(至 2024年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金			利益剰余金合計
当期首残高	697,266	660,866	138,695	799,561	52,300	7,350,000	1,121,119	8,523,419	△71,967	9,948,280
当事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						710,000	△710,000	-		-
剰余金の配当							△282,409	△282,409		△282,409
当期純利益							1,017,508	1,017,508		1,017,508
自己株式の処分			4,478	4,478					2,348	6,827
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)					-					-
当事業年度中の変動額合計	-	-	4,478	4,478	-	710,000	25,098	735,098	2,348	741,926
当期末残高	697,266	660,866	143,173	804,040	52,300	8,060,000	1,146,218	9,258,518	△69,618	10,690,206

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	156,552	156,552	10,104,832
当事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△282,409
当期純利益			1,017,508
自己株式の処分			6,827
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額(純額)	121,321	121,321	121,321
当事業年度中の変動額合計	121,321	121,321	863,247
当期末残高	277,873	277,873	10,968,080

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

[子会社株式及び関連会社株式] 移動平均法による原価法

[その他有価証券]

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は
総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

[商品]

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

[原材料]

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

[貯蔵品]

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの
方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びにレンタル品については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 4～50年

レンタル品 1～5年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）の範囲に含まれるリース取引に係る収益（注：オペレーティング・リースに係る収益は賃貸借処理によって収益認識しております。）を除き、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当社の主要な事業における主な履行義務及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ・商品及び製品の販売

安全機材用品の販売、サインメディアの製作販売事業においては、商品の販売及び製品の製造販売を行っており、商品及び製品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式 2,414,208千円

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。市場価格がなく、時価を把握することが困難と認められる関係会社株式の評価にあたっては、当該株式の実質価額が著しく低下し、かつ回復の可能性が見込めない場合に、評価損の認識を行うこととしております。回復可能性の判断においては、関係会社の純資産額に事業計画等に基づく超過収益力を反映させた実質価額を合理的に見積り、取得原価と実質価額を比較することにより、評価損計上の要否を検討しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、予測できない事象の発生により関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合、翌事業年度以降の計算書類において、関係会社株式評価損が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産	
建物	324,672千円
土地	682,499千円
計	1,007,172千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	189,516千円
長期借入金	841,948千円
計	1,031,464千円

(2) 所有権留保等資産及び所有権留保付債務

① 所有権留保等資産	
レンタル品	882,642千円
② 所有権留保付債務	
未払金	325,096千円
その他（固定負債）	645,809千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

2,729,305千円

(4) 関係会社の金融機関からの銀行借入に対して保証を行っております。

株式会社Gーサイン 4,280,668千円

(5) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	1,264,967千円
② 短期金銭債務	167,442千円
③ 長期金銭債権	280,165千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	290,646千円
仕入高	819,941千円
販売費及び一般管理費	323,817千円
営業取引以外の取引高	24,250千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自己株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	199,985株		-	6,527株		193,458株

(注) 普通株式の自己株式数の減少6,527株は譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	23,288千円
賞与引当金	211,975千円
貸倒引当金	5,706千円
減損損失	794千円
ゴルフ会員権評価損	6,181千円
投資有価証券評価損	20,425千円
その他	14,260千円
繰延税金資産合計	<u>282,631千円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△121,944千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△121,944千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>160,687千円</u>

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 または 出資金	事業の 内容 または 職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 G-サイン	5百万円	看板の製作 及び販売他	所有 直接100.0	資金の 貸付等	資金の 貸付(注)3	760,000	貸付金	590,000
						資金の 回収	674,900		
						債務保証 (注)1,2	4,280,668	-	-
子会社	株式会社 アスコ	19.8 百万円	高輝度LED 表示器の企 画・開発、 製造、販売 他	所有 直接100.0	資金の 貸付等	資金の 貸付(注)3	45,000	貸付金	205,165
						資金の 回収	-		
子会社	株式会社 アイ工芸	20百万円	サインメデ ィア広告資 材の売買他	所有 直接100.0	資金の 貸付等	資金の 貸付(注)3	400,000	貸付金	400,000
						資金の 回収	-		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 関係会社の借入金に対する保証であります。

2. 保証料は受領していません。

3. 資金の貸し付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表 6. 収益認識に関する注記」の内容と同一のため注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,241円88銭
(2) 1株当たり当期純利益	115円24銭

10. 重要な後発事象

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、千円未満の端数については、切捨てにより表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

株式会社グリーンクロス
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 田 邊 太 郎
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 立 石 浩 将
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社グリーンクロスの2023年5月1日から2024年4月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社グリーンクロス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年6月27日

株式会社グリーンクロス
取締役会 御中

仰星監査法人

大阪事務所

指 定 社 員 公認会計士 田 邊 太 郎
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 立 石 浩 将
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社グリーンクロスの2023年5月1日から2024年4月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し

適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年5月1日から2024年4月30日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年6月28日

株式会社グリーンクロス 監査等委員会

監査等委員 首藤英樹 ㊞

監査等委員 山崎健治 ㊞

監査等委員 住吉良久 ㊞

(注) 監査等委員首藤英樹、山崎健治及び住吉良久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

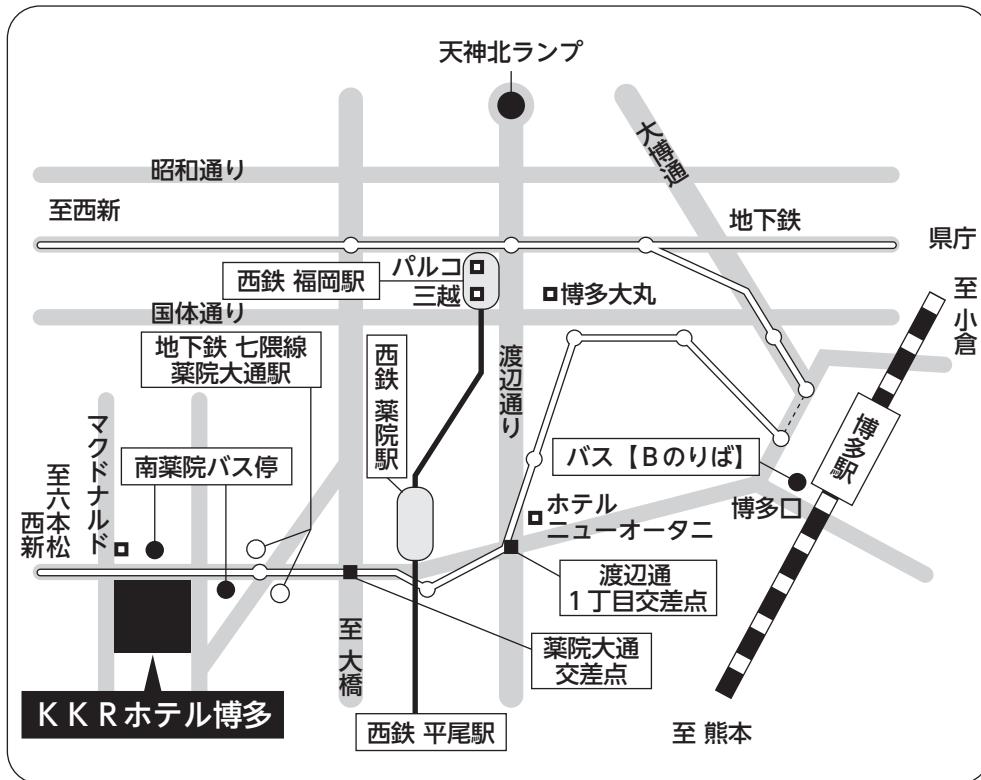
以上

定時株主総会会場ご案内図

会場：福岡市中央区薬院 4-21-1

KKRホテル博多 2階 スピカ

電話 092-521-1361



バス 博多駅（博多口）を出て左方向、「KITTE博多」前の【Bのりば】より 9・10・11・15・16・17のバスで約15分、【南薬院バス停】下車すぐ

車 都市高速【天神北】ランプ下車、渡辺通りを直進、【渡辺通一丁目】交差点から右折5分

地下鉄 地下鉄七隈線【薬院大通駅】下車 1番出口を出て徒歩5分